

1 議 事 日 程（5日目）

[平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成20年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第106号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第91号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会）
- 日程第3 議案第92号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委
員会）
- 日程第4 議案第93号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第94号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第95号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ
いて（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第96号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総
務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第97号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第98号 太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員
会付託）
- 日程第11 議案第100号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第101号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第102号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経
済常任委員会）
- 日程第14 議案第103号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設
経済常任委員会）
- 日程第15 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書（環境厚生常
任委員会）
- 日程第16 発議第1号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第1 決議第1号 行政執行にあたっての合意形成を求める決議

- 日程第17 J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|------------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 木村和美 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 国保年金課長 | 木村裕子 | 都市計画課長 | 神原稔 |
| 上下水道課長 | 宮原勝美 | 教務課長 | 井上和雄 |
| 監査委員事務局長 | 井上義昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第106号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第106号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第4回太宰府市議会定例会も本日最終日を迎えました。本日の開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

去る13日の土曜日でございますけれども、太宰府市の九州国立博物館におきまして日本の麻生首相、中国の温家宝首相、韓国の李明博大統領がご出席をされまして、日中韓首脳会議が開催されました。国際的にも重要な会議が本太宰府市で開催されましたことに対しましては、光栄であり、歴史的にも大変意義深いものでございました。太宰府市も、会議開催決定後、その成功に向けて全力で協力してまいり、さまざまな歓迎の準備を進めてまいりました。当日は、幼稚園児並びに不老議長とともに無事お迎えをすることができましたことをご報告を申し上げておきます。

さて、最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の一部改正1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金3,000万円を支払う産科医療補償制度が平成21年1月から創設されることに伴いまして、同制度の加入期間での出産に限り、これまでの出産育児一時金の額35万円に3万円を加算し、38万円とする改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年1月1日からといたしております。よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び日程第3、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」。

議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第91号及び議案第92号について、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、市の広報、ホームページで公募した結果、シンコースポーツ株式会社1件のみから応募があり、指定管理者候補者選定委員会において事業計画等関係書類の審査をした結果、同社が指定管理者の候補者として適当であると認め、今回提案するものであり、期間は来年度から3年間である旨、説明を受けました。

委員からは、現在の指定管理料との比較、事故が起こったときの補償などについて質疑があり、執行部からは、3年間の経営ノウハウを生かすことにより100万円程度減額されたこと、施設そのものに起因する事故の場合は市で補償、教室等の事業内容に起因する事故の場合は指定管理者が補償をするとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号については可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、市内の団体育成、自立支援、施設の効果的運営、またスポーツ振興を図る観点から、公募によらない指定管理者の候補者として太宰府市体育協会を選定、期間は来年度から2年である旨、説明を受けました。

委員からは、契約期間を2年とした理由、施設利用の申込方法に変更があるのかなどについて質疑があり、執行部からは、公募ではなく随意選定であったことから契約期間を2年としたこと、申込方法は従来と全く変わらないとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論では、市内の団体を育成し、スポーツの振興を図るという点で大変好ましいとの賛成討論がなされました。

討論を終え、採決の結果、議案第92号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第91号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

す。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第93号 市道路線の認定について

○議長(不老光幸議員) 日程第4、議案第93号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第93号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

今回認定する路線は、開発により帰属を受ける9路線、市の道路として整備された路線を今回認定する2路線、合計11路線。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第93号は委員全員一致で可決するもの

と決定いたしました。

以上で議案第93号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第9、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第94号から議案第98号までについて、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、配付された条例等改正新旧対照表に基づき、国民健康保険税賦課業務について、市民生活部から健康福祉部へ移管されること、また、国際交流に関する業務と観光に関する業務を

総務部に新設する課において担当することなどが説明されました。

委員からは、検討期間、機構改革に伴う経費などについて質疑があり、執行部からは、一般職員で構成する検討委員会が3回、副市長及び各部長で構成する事務改善委員会が4回、期間はおおむね3カ月であったこと、電算改善、事務室の配置変更、庁舎掲示板の修正等、必要最小限の経費で抑えることが回答されました。

その他、関連質疑を終え、討論では、今後の議会運営、執行部から提案される内容を含めて議会も見直しを要求することをお願いする賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第94号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法から引用していた条文の項が繰り下がったことに伴う一部改正であるとの説明がありました。

これについての質疑、討論はなく、採決の結果、議案第95号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、文化庁の委託事業である文化財総合的把握モデル事業において、市民遺産活用推進計画を策定するための委員会を設置するものであるとの説明がありました。

委員からは、策定委員の構成、業務内容について質疑があり、執行部からは、策定委員会の構成は識見者5名、市民4名、行政機関3名であること、市内全体、有形、無形の文化財を次の世代にどう引き継いでいくか検討するものであることが回答されました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第96号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、国民生活金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に再編されたことに伴い、この公庫との派遣交流が今後発生しなくなったことから、文言を削除するものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、引用する法律の改正に伴うものであることが説明をされました。

委員からは、地縁団体の要件について質疑があり、執行部からは、地方自治法上の要件として、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の形成のために地域的な共同活動を行っていること、地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして相当の期間にわたって存続していること、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること、規約を定めていることの4点である

るとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第98号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会へ分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各委員会に分割付託されました議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、一般会計職員給与費について、育児休業等による職員の減や退職手当組合負担金及び共済費の増などにより給料が995万6,000円の減額、職員手当が873万2,000円の増額、共済費が104万7,000円の増額、トータルで17万7,000円の減額補正となっています。

次に、2款1項7目財産管理費、庁舎維持管理費の工事請負費について、機構改革に伴う執務室内配線工事110万円、雨漏りの応急対策工事231万円の増額補正が計上されております。

これについて委員からは、庁舎建設後20年以上経過していることから、長期使用に耐え得るメンテナンス等について検討課題としていただきたい旨、要望がなされております。

10款2項小学校費、3項中学校費の2目教育振興費、要・準要保護児童・生徒関係費の扶助費について、保護対象となる児童・生徒の増加によりそれぞれ増額補正として計上されております。

委員からは、扶助の内容、児童・生徒の増減について質疑があり、執行部からは、基本的には給食費、学用品費、通学用品費の扶助であること、対象児童・生徒は11月1日現在で485名、5月と比較して約30名増加したとの回答がありました。

10款2項1目学校管理費、施設整備関係費について、小学校3校の耐震補強工事に係る工事設計監理等業務委託料670万円、同じく小学校3校の耐震補強工事、その他の改修・補修工事

の工事請負費9,214万6,000円の増額補正です。

委員からは、財源とされている交付金との関係について質疑があり、執行部からは、耐震補強工事に係る経費の2分の1が国からの交付金であるとの回答がありました。

10款4項7目文化財保護・活用費の文化財整備・活用関係費について、文化ふれあい館中央監視装置取りかえ工事550万円、古都大宰府保存協会への補助金308万7,000円の増額補正です。

この補助金増額の内訳については、協会理事の報酬増12万円、大宰府展示館事務局長の人件費296万7,000円との説明がなされております。

歳入の主なものにつきましては、12款2項3目教育費負担金、埋蔵文化財発掘調査原因者負担金について、原因者負担文化財調査の減により2,460万3,000円の減額補正が計上されております。

また、14款2項4目教育費国庫補助金について、安心・安全な学校づくり交付金5,661万6,000円、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金740万6,000円の増額補正、これは、小学校の耐震補強工事等の財源として交付されたものであります。

地方債補正では、耐震補強工事等の起債4,370万円が追加されています。

審査を終え、討論では、外郭団体の規則の変更による人件費の増額を年度途中での市の補正予算に計上するのは好ましくないため、年度当初においては事業の実施や職員の採用についてしっかりと計画を立てて補助金を申請するよう市できちんと指導していただきたいとの賛成討論がなされました。

討論を終え、採決の結果、議案第99号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第99号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしていたしましては、2款2項6目19節コミュニティバス関係費の負担金、補助及び交付金、コミュニティバス運行補助金として37万5,000円が計上されております。

執行部から、株式会社マミーズを運行主体とし、11月19日から開通した「マミーズ・まほろ

ば号」のガソリン代、保険料などの運行費用の一部を補助するものとして、月に7万5,000円を限度とし、来年3月までの5カ月分を計上したものであるとの説明がありました。

委員から、これはあくまで試行ととらえておいてよいのかとの再確認があり、執行部から試行であることを再確認しました。さらに、その試行の期間、条件については、期間は今年度いっぱい行って、来年度以降もその方向性を持っており、今年度の状況を見きわめながら検討を行い、来年度いっぱいの試行を考えている。運行に値する利用があれば今後も続けていきたい。条件としては、どこでもよいということではなく、ある程度の幹線にはまほろば号が運行がしているのでまほろば号を利用させていただきたいとの考えを持っているとの回答がありました。

また、運賃が無料であるが、検討すべきではないのかとの質疑に対して、料金を取ったり、一部負担をいただくということについては今後検討を行っていきたい。法に抵触しない形で、さらに公平性を保てるような形の運行をしたいと考えているとの回答がありました。

さらに、企業努力の分になぜ市が補助金を出すのか、利用しないであろう市民の税金をここにすぎ込むことについてはどう整理されるのかという質疑に対しては、東観世地区にはまほろば号を通す計画があったが、車両の問題等があり方策を探っていたところ、マミーズの買い物サポートカーの計画があった。調整の結果、いきいき情報センターへ行き来することから、公共性にもつながることから、経費全額を負担するのではなく、一部を補助することとした。

さらに、東観世にまほろば号を運行をさせれば経費が2,000万円ほどかかる。これからすると財政的にも効果があると考え、今回補正予算を計上したとの回答がありました。

運輸局では、この補助金の支出について疑問を持ってあるとのことであるが、いつごろその見解の結論を出してもらえるのかと質疑については、運輸局内の意見として補助金として受け取ることが白タク行為というふうになるのではないのかという解釈が出ていると聞いている。運輸局からの連絡を待っていたが、まだ連絡がないので、どういう項目がだめなのか、どういう項目が問題ないのかなど、こちらから早急に状況を確認したいと考えているとの回答がありました。

これらの質疑のほかにも、この項目については慎重に審議を行いました。

8款4項2目15節公園新設関係費の公園新設工事費として2,000万円が計上されております。これは、高雄公園の工事請負費で今年度事業費として県との協議の中で国費分2,000万円を増額することになったための補正で、高雄公園は平成21年度中の完成を目指して事業を進めているとの説明がありました。

続いて、歳入の主なものとしては、15款2項5目土木費県補助金の地域住宅交付金として90万円が補正されており、これはセットバックに伴う地域住宅交付金額の確定により計上したものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正については、関連した歳入の補正予算と一括して審査いたしました。

繰越明許費については、用地協議に時間を要するために繰り越すもの、高雄公園については

これまでの事業の経過から繰り越すものと説明がありました。

審査を終え、討論では、地域コミュニティバス運行補助金については相当問題があるという指摘をせざるを得ない。所管分全体を考えた場合、否定するわけにはいかないので賛成するが、試行については今年度中で終わらせていただきたい。1地域に限定したこのような政策は行うべきではないということを指摘して、やむを得ず賛成するとしての賛成討論。また、「マミーズ・まほろば号」の地理的に不便な方、高齢者のサービスといった運行内容については大変すばらしい取り組みであると評価するが、運賃が無料であるとのこと、1企業に対して補助金として支援することは検討の余地があり、クレームがあった場合にどう説明されるのか、明快な回答ときちんとした対応をしていただくことをお願いして賛成討論がありました。

採決の結果、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ただいまの建設経済常任委員会に付託された補正予算の中のですね、「マミーズ・まほろば号」の審査内容について確認をさせていただきたいと思います。

今、委員長の報告にありましたように、この運行補助ということについて法的な疑義がまだ残っているところがあると、委員会の段階ではまだそういう段階だったと、それがまだ確認できていないところがあるというふうな執行部の回答だったというふうに私は受け取りましたが、それでよろしいでしょうか。

○17番（田川武茂議員） はい。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、まず、債務負担行為で、平成21年4月1日より公設民営化を計画されています南保育所の保育業務委託料として平成21年度から3カ年で2億5,412万6,000円の追加の補正が上がっております。

歳出では、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、特別会計関係費の繰出

金で国保特別会計に対する一般会計からの繰出金で226万4,000円の増。

2目老人福祉費では、在宅老人対策費及び高齢化社会対策費の補助金精算返還金の計上、そして特別会計関係費では法改正に伴う電算委託料に対しての介護保険事業特別会計への繰出金416万2,000円の増額補正。

4目障害者自立支援費では、通所サービス利用促進事業補助金として268万6,000円の増額補正、これは県費による4分の3の補助があります。また、介護・訓練等補助金につきましては、3,159万4,000円の増額補正になっていますが、これも国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。また、補装具の申請が伸びていないため、身体障害者・児補装具給付費を200万円減額補正しています。

6目、7目の重度心身障害者医療費、母子家庭等医療費の県補助金精算返還金で計337万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、3款2項3目保育所費の需用費は、光熱水費や原材料の高騰による賄材料費の増額補正で139万4,000円。

5目乳幼児医療対策費につきましては、10月から就学前まで拡大しました乳幼児医療に対する事務費と医療費で1,580万6,000円の増額補正で、これは県より2分の1の補助があります。

次に、3款3項1目生活保護認定支給事務関係費につきましては、平成19年度の交付決定額が実績より下回ったための精算返還金3,645万4,000円の増額補正となります。

次に、4款1項2目保健予防費であります。これは、新型インフルエンザ流行時に市民との対面のため使用する職員用マスク2週間分ほか関連消耗品を備蓄するための増額補正305万9,000円。

5目環境衛生費では、市有墓地隣接民地に張り出している樹木の伐採のために56万3,000円の増額補正。

最後に、11款1項1目衛生施設災害復旧費550万円ですが、これはさきの8月16日から17日にかけての大雨による連歌屋墓地法面上部の一部崩落によるもので、直下に民家があるため計上するものです。この災害復旧工事は、現年発生単独災害復旧事業債として550万円の起債により同額を工事請負費に充てるものであります。

次に、歳入のほうですが、歳入の補正額につきましては、すべて歳出に伴うものとなっております。

審査は、債務負担行為補正の後、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

質疑の中では、まず、南保育所保育業務委託料の債務負担行為の追加補正に関しまして、債務負担行為限度額については、平成21年度の保育所児童数を60人と見込んで算出し、平成22年度はそれの10%増し、さらに平成23年度はそれの10%増しで設定していること。また、児童数が見込みよりも増えてくれば、計算をし直し、委託料を支出していくこと。行政改革大綱に基づき、南保育所の民間委託の方針は平成19年から内部検討を行い、今年の9月19日に決定され

たこと。また、指定管理者制度の活用は検討していないこと。委託先となる社会福祉法人の公募を12月5日に締め切り、1法人が受託したいという意思表示をしていること。また、1月中旬までには委託先を決定したいということ。ここまで南保育所保護者会には、役員さんに1回、全体に2回説明会を行っており、職員組合には1回の説明、協議をしているが、まだいずれも合意に達していないこと。3月議会までに職員組合あるいは保護者会との合意を得、報告できるよう最大限の努力をしていく等の説明が執行部からありました。

次に、歳出歳入の補正につきましては、新型インフルエンザ関係費について、マスク等消耗品を使う判断はどうなっているのかということに対し、市町村レベルの判断ではなく、国からの指令があり、県を通して市におりてくるということでした。

また、市有墓地樹木伐採について、毎年このような委託料を払うより、いっそのこと根元付近からすべて伐採すればどうかとの質問に対し、すべてを根元より伐採するとすると数倍の費用がかかるので、当面の影響を除去する範囲で行うということでした。

本議案に対する質疑を終え、討論では、債務負担行為の南保育所の業務委託に関して、肝心の委託先法人も議会に示さないことなど、到底納得できないとのことで、本議案に対しては反対するとの討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第99号の当委員会所管分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その後、委員より、本議案に対する附帯決議案が提出されました。

附帯決議案の内容は、南保育所保育業務委託債務負担行為の質疑の中で、以下の点、不明瞭でありましたので、解決されるよう要望いたします。

- 1、関係団体の合意を取りつけること。
- 2、公募先を選定するに当たって作成された保育計画など公開すること。
- 3、障害児の受け入れを積極的に行い、太宰府市は定期的にチェック及び指導すること。
- 4、既に入所している児童に対しての保育内容、行事など保育環境について後退させないこと。
- 5、以上の項目の実施状況を3月定例会までに委員会に報告すること。

以上決議する、というものです。

この附帯決議案についての質疑、討論はなく、採決の結果、附帯決議につきましては賛成少数で否決されました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ただいま委員長からのご報告をお聞きしておりまして、特に債務負担行為ですね、南保育所の民間委託に対しまして職員組合と説明を1回今までされた。保護者

には、役員会で1回と全体で1回ということですが、委員会の中で3月までにまず労使協議があったのかどうか、そういう意見が出たのかと、努力をするということの答弁が執行部から常任委員会にあったように今お聞きしたんですが、合意形成がない場合は来年4月の実施については見合わせるのかどうか、そういう質問なり回答が出たのかというのを1点お聞きします。

いま一点は、保護者会への説明というのが、今後どのような形で行われていくのかという質問なり回答があったかについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

組合への説明は9月24日に1回説明と協議を行っていますということでございます。3月議会までに最大限努力するというところで回答をいただいておりますが、その後のもし合意が得られなかったらというご質問ですが、それについてはそういう質問は出ておりません。ということで、4月1日からの開始についてどうこうということは検討されておられません。

次に、保護者会につきましては、これまでに3回の保護者会の説明がっておりますということでございますが、今後については積極的に説明会を行って理解を得たいというようなことで回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 通告はしておりませんが反対討論はさせていただきたいと思うんですが、当初市長からこれが提案されたときに、ぜひ委員会で審議をしていただきたいと問題点も明らかにしておりましたが、その内容が余り具体的に報告をされておられません。特に私が質疑の段階でしておりましたが、この公設民営というのは、太宰府初めての保育行政です。そういう状況の中で、委託先に保育士を雇用していただいて、現在の職員を一般職に編入する場合には、大変長い間勤めていただいた保育士としての業務は最大だと思うんですが、これが一般職になった場合にどうなるのかというのは、私この質疑の段階でしておりましたが、一般職に編入された場合には、少なくとも係長職に近い部分、こういう参事補佐クラスになる保育士さんが出てきます。そうすると、本当に技術職で採用された方々が一般職になり、しかも行政業務の中の定数削減の中で一般職に編入された場合に、長い間行ってきた一般職職員と技術職職員との格差の問題が出るんじゃないかというものをぜひ委員会でも審議もしていただきたいという部分もお願いをしておりましたが、この辺が1点どうかどうか。

それから、今委員長報告では、12月5日にやっと1社応募があったというふうにありましたが、その名称は明らかになったのかどうか、この辺、2点についてご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

まず、保育士さんの扱いについてはですね、委員のほうから保育士さんとの話がまとまっているのかというようなご質問がありまして、それと、保育士さんのその後の配属先とか業務内容についての質問が出ておりますが、これにつきましては、執行部のほうよりの回答は、保育士につきましては9月19日に市の方針が決定されましたと。それを受け、市の方針、いつから民間委託するという話を部長のほうからしていただきましたと。ということで、具体的に保育士の配属先とか移転された後の扱いとかについては、具体的な答えはございませんでした。

次に、名称の公表についてでございますが、これにつきましても委員のほうから名称についてという質問がありましたが、それについては、まだ現在進行中でありまして説明を控えさせていただきますという回答でございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それで、この問題ですね、こういう債務負担行為という状況が上がってくるときには、本当に太宰府市の議会にもこの説明があつてよかったんですが、ほんと上がってきました。具体的に私が一番重要な問題よということで委員会では審議をしていただいたんですが、行政からは具体的に職員の身分関係、配置関係についてはなかったと。それから、現在のところ12月5日現在で1社のみが応募しているけど、この業者名も明らかにされなかったということを確認しておきたいと思うんですが、これに間違いありませんか。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第99号太宰府市一般会計補正予算についてですが、補正予算全体を見たときには、所管委員会の中でも質問をしました、また今議会一般質問させていただきました新型インフルエンザ等への対応策の問題等では、危機管理の面からも大変重要な内容であると思いますが、今、委員長報告の中でもありました債務負担行為の南保育所業務委託料に対しまして、今回はそれ1点に絞って反対討論をさせていただきます。

委員会の質疑を通して、委託業務の引受先を12月5日に締め切り、1法人から公募があったと言われました。しかし、議会には、そこまでの情報しか示されず、具体的な法人の固有名詞まではありませんでした。具体的な保育計画の提示もなく、今、全国各地で保育所業務への企業参入の容認、規制緩和などによってそういった動きが進んでいますが、東京都では、認証を

受けた保育所を運営する会社が倒産し、保育所が閉鎖されるという事態にも発展しています。11月22日付の西日本新聞では、福津市のNPO法人が県内各自治体の保育支援策などを点数化したランキングを発表していましたが、太宰府市は28市中27位という状況でした。子育て支援が叫ばれる中、行政が公立保育所の運営から手を引くというのは、そういった声に逆行するものだという声もあります。そういった内容に含まれる債務負担行為については認めることはできませんので、反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この補正予算につきましては、ほかの多くの補正予算の関係から賛成はいたしますけれども、南保育所に対する債務負担行為並びに「マミーズ・まほろば号」の運行補助金に対し、その問題点を指摘しておきたいと思えます。

まず、南保育所の保育業務のみの民間委託ということについて、市長は私の一般質問の回答で、最少の経費で最大の効果という観点を示されましたが、そこから見ますと、わざわざ業務を分けて保育業務のみを民間委託するよりも、指定管理者制度のほうがはるかに有効であるにもかかわらず検討もされなかったということは、恐らく同様の回答で部長が8月に実施を決定したと、そして来年4月からの実施だったということで、時間がなかったということもあると思えますが、これは、国の方針から見ても大きな問題だと考えます。

次に、「マミーズ・まほろば号」の補助金は、その科目が運行補助になっています。株式会社マミーズは、運行許可を持った企業ではありません。その企業に対して行政が運行補助金を出すということを、所管である県の地方課は、好ましい内容ではないが議案に出された以上は議会の判断だという見解を示しています。それはつまり、私を含め賛成する議員の質が問われる結果になりました。9月議会において、議会に説明が行われなかったことから考えますと、10月以降に具体的な検討が始まり、補助金の名目についてまで吟味する時間がなかったものと推察いたします。もし十分に検討する時間があれば、マミーズへの地域貢献補助金というような科目名で議案に載せ、議員の質が問われるような事態にはならなかったと思えます。

さらにこの件については、田川委員長長の回答にあったように、委員会の審議段階でも運輸局の最終的な結論が出ておらず、法律上合法だというきちんとした裏づけがありませんでした。先週金曜日に確認した時点でも、運輸局は最終判断を下していませんでした。通常、このような段階での事業の実施や議案の提案は考えられません。環境厚生常任委員会では、保護者の合意を得ない段階で議案の提出は問題があるという意見があったように、市民の合意や法的にきちんとした裏づけが行われていない段階で判断を議会に任せるとするのは、仮に施策の内容には賛成していても、どのように審議すべきかという点において大きな混乱を招くこととなります。これらは、すべて拙速過ぎる進め方に原因があると言わざるを得ません。今後、議会に対してこのような段階での議案の提出は行われなことを強く要望して賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この補正予算の中で私も所管の部分については賛成をしております

し、建設経済委員会、環境厚生委員会の中でも賛成すべき内容がありますが、補正予算のこの第3表債務負担行為についてのみ賛成できないことを明らかにしておきたいと思うんですね。

それで、この南保育所問題については、再三にわたって質問もしましたし、解放運動とつながっております。初めて公設民営という形でこの説明がありました。執行部からやはり具体的な説明を事前に行うべきではなかったのかというのが第1点です。

それから、先ほども所管委員長に回答を求めましたが、委託先は明らかにされないままに審議が行われたというのが問題です。しかも、公設民営の内容が不明瞭です。考えられるのは、やはり施設やさまざまな経費は市が全額見ましょう。児童数が増えれば、それによって予算も増やしましょう。ただ、保育士人事管理だけは、応募の会社が雇用をし、安い給与、こういうもので公設民営をやろうとするものと考えられます。そういう状況で本来行政の責務を公設民営にすべきでないと思うんです。それと同時に、今1社ということですが、この応募されているのは後で明らかになると思いますが、社会福祉法人みらい、これが委託を受けるのではないかと。現在のところ、太宰府市の南隣保館、いこいの家、南児童館を社会福祉法人みらいが指定管理者としてなっております。ところが、この3公共施設は、指定管理者になりながら、保育所だけは公設民営という矛盾点が出てくる。

また、この社会福祉法人みらいの定款を見てみますと、本当にこの保育行政は初めて行う団体であります。また、この社会福祉法人の定款の中に理事会、評議員会がありますが、こういう理事会、評議員会の決議がどういう状況で行われ、応募がされるのかどうか。また、この役員については、部落解放同盟関係の役員が名を連ねておくことにも問題があります。

また次に、現在、解放保育所としての位置づけで運営をやっていく、その上で定数も増やしていく、解放保育所という理解を父母に今後も求めていく問題点もあります。

また、現在何度も質疑を行って行いましたが、保育の保育料の減免を行っております。もしこの減免制度が解決しないまま公設民営がやられた場合にはどんな問題が起きるのかということ、解放関係については保育料が30%減免のまま、一般の方が入ってくると、やはり条例に基づく保育料という問題、本当に児童に何の問題がない中にそういう保育料に格差をつけるという問題点が出てきます。

それから、先ほども明らかなように、15名近くの職員が配置されておいて、少なくとも3名から4名に1人の保育士がおられます。民間の保育所としての格差、こういう問題について市長が議会の説明があったことについては理解ができます。民間と公設の余りにも賃金の問題とかそういう経費の削減、最少の経費で最大の効果という形で提案されたと思うんですが、やはり保育は安心して公設で行うべきじゃあないでしょうか。

こういう状況の中で公設民営された場合、やはりその職員が一般職になった場合、先ほども質問しましたが、あなた方、そこ、執行部に座っていただいている方は30年以上の長い間各課を回り、さまざまな市民の業務に責任を持って行ってまいりました。だから、いろいろありますが20以上の課をさまざまな長い間回って、そういう行政責務をやってきたわけでありま

す。ところが、保育士さんは子供の健やかな健康を願う、子供が安心して親から負託を受けてやってきて、そういう技術については専門職ですが、いざ一般職になり、やはりどの課に配置されても初心からやらなければなりません、やはり公務員としての勤務年数が30年あれば、先ほど言いましたように係長や参事補佐としての格付をしなければならない。そうすると、本当に大学を卒業し、努力をしても、そういう状況の中で給与が高い、そういう格付されれば、その指揮系統に従わなければならないのが職責であります。こういう問題点も出てきます。

また、債務負担行為ですが、こういう状況の中で、先ほども委員長の説明があったように定数を2回ほど変更しました。その都度、この補助金も上がる問題もあります。本当にこの債務負担行為については、まだ組合との職員との合意もできないままに上がってきて、議会がこの債務負担行為補正を承認すれば、保護者会についても、保育士についても、職員についても、もう議会の決定が出たんだ、議会の承認を得たんだといって、やはりこういう決定事項を遵守させることになりかねません。

私は、こういう債務負担行為については、本当に議会の中で論議をし、どのような状況でなるのか、以前あれだけ都府楼保育所の施設については、公共施設は市の建物であり、保育行政全般についてそういう経験のある業者に委託をする、これが市民を含めて大変な論議になり、議会も論議をしてきたわけですが、こういう議会とそれから保護者会と職員と一体となって、この都府楼保育所の問題についても審議をしてきました。今回は一切そういうものが議会には何の報告もなく、こういう補正予算に上げて認めなさいということについては、私はこの債務負担行為だけは認めるわけにはいかないということを明らかにし、ほかの予算については賛成をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 補正予算全体について賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

ただ、賛成討論ではありますが、賛成をするに当たり若干の苦言を執行部に呈してみたいというふうに思っております。

まず、「マミーズ・まほろば号」の運行につきまして、この問題を最初に私どもがお聞きしたのは11月19日の開通式の案内でありました。その際、その経過、理由については全く明らかにされないまま、突然に開通式に出席を願いたいという、大変驚いたわけでありました。運行することは、いわば執行権の範疇であろうかとは思いますが、事は1地域の問題ではなく、市税を投入するということでもあります。有料の地域からすれば、なぜ東観世だけが無料なのか、全く乗車する可能性がない地域の人々の税金も投入することになる。そういうなどなどの思いが私にはありました。以来、12月の補正予算まで全くこの件について説明がありませんでした。

常任委員会での執行部からの回答に際しましても、運輸局からの見解は白タク行為に抵触す

る可能性も指摘をされておるとい回答がありました。法に抵触しないと明確にわかったのは、今朝の9時半の建設経済常任委員会協議会であります。万が一にも抵触するという見解が出た場合、我々は違法の案件を議論したことになり、その責任は極めて重大なものになっておったのではなかろうかというふうに思います。いかに我々が、議会が、議員は提案した執行部に軽視をされていたのではないかと、そうすら思わざるを得ない案件でありました。

さらに、南保育所の民間委託につきましても、労使の合意は今日まで全くされていません。私は、かつて申し上げましたとおり、労使の案件については労使の合意ができて初めて議会上に上程すべき問題ではなかろうかというふうに思います。労使対等という基本が崩れてしまうのではないかと思います。労使の交渉ということでは、本日15時からというふうに聞き及んでおりますが、この時間には本決議がされているわけでありますから、極めてこれは遺憾に思うわけであります。

また、保護者への説明も不十分でありますし、先ほど武藤議員も言われましたように、都府楼保育所の民間移譲が結果的に1年間延期をされましたことがなぜそうだったのかという反省が今回全く生かされていない、そういう気がいたします。

私は、今、二、三点申し上げました指摘したことが、執行部への点は執行部がいれば何でもできるんだと、こういう姿勢が顕著になっているような気がして、極めて不誠実であるという感じが私はいたしますので、今申し上げました経緯を十分お含めいただき、今後の執行については生かさせていただくことをお願いを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（18番福廣和美議員「議長、休憩。休憩を要求します」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） それでは、これから11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

ここで先ほどの武藤議員の討論の際、南隣保館の管理について指定管理者であるとの発言がありました。正しくは業務委託でありますので、武藤議員の了解を得、修正をいたします。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第12、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第100号及び議案第101号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第100号「平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億8,999万9,000円の追加補正がなされております。その主な内容は、まず、債務負担行為について、平成21年度から平成25年度の5年間にレセプト点検のための複写機賃借料として93万6,000円が計上されております。

次に、歳出につきましては、1款総務管理費、1項1目庶務関係費で、老人受給者証関連で電算システム改修費等350万6,000円の増額、2款保険給付費、1項療養諸費の1目、3目、5目につきましては、財源不足に伴う3億5,175万2,000円の増額補正、2項高額療養費につきましても、医療費の増加に伴う1億3,221万6,000円の増額補正になっています。

4項出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、1月より1件当たり3万円の加算が実施される見通しであることから増額しております。

主な歳出補正は以上でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項1目で、療養給付費等の増額分の国庫負担分を補正しております。

2項2目高齢者医療制度円滑導入事業費補助金として、国からの補助金を増額補正しています。

4款療養給付費交付金では、退職者医療が予想以上に増えたことによる社会保険診療報酬支払基金からの交付金3億1,297万8,000円の増額補正。

9款繰入金、1項一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金の増額補正に伴う法定繰出金の繰り入れでございます。

執行部からの補足説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第100号「平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,891万4,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、職員給与費で減額補正、庶務関係費では、法改正及びモデル事業のための電算委託料の増額補正。また、返還金として平成19年度の精算分3,442万7,000円の増額補正となっています。

2款介護給付費では、1項5目介護給付費を240万円減じ、当初よりも対象が増加する見込みであります2項3目介護予防給付費、6目住宅改善費で、同額の増額補正をし、財源組み替えを行っています。

歳入につきましては、2款国庫支出金、介護保険事業補助金としてモデル事業に伴います電算委託料の2分の1の補助金を増額補正しています。

6款1項一般会計繰入金では、職員給与等繰入金143万5,000円の減額、電算委託料増額補正に伴う事務費繰入金の559万7,000円の増額補正となっています。

7款繰越金につきましては、前年度の純繰越金として3,442万7,000円を増額補正しているということでございます。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第14、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第102号及び議案第103号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」です。

今回の補正内容は、職員の変動による職員給与費の調整を行うためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」です。

補正の内容は、一般会計から下水道事業会計への繰入金を当初予算で7億1,065万1,000円計上していたものを、一般会計との協議により負担金補助金の総額で7億円に調整したものを、そして、職員の変動によるものなどであるとの説明がありました。

本件に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第102号及び議案第103号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第102号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へ。

これより討論、採決を行います。

議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時38分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第15、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第7号の審査における内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第1号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(不老光幸議員) 日程第16、発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 太宰府市議会会議規則の一部改正の提案理由の説明を行います。

発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案に当たり、ご説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水議員、小柳議員、佐伯議員、大田議員、武藤議員、安部陽議員です。

内容は、本年9月に地方自治法が改正されたことに伴い、太宰府市議会会議規則第161条第1項にあります「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改めるものであります。

この地方自治法の改正は、新たに第100条第12項として、会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるという条文が追加改正されたことによるものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時43分〉

○議長(不老光幸議員) ここで、本日橋本健議員外賛成者から決議第1号が議長あてに提出されました。よって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時46分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 決議第1号 行政執行にあたっての合意形成を求める決議

○議長(不老光幸議員) 追加日程第1、決議第1号「行政執行にあたっての合意形成を求める決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番橋本健議員。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番(橋本 健議員) 決議第1号「行政執行にあたっての合意形成を求める決議」について、提案者は私、橋本健、賛成者、武藤哲志議員であります。代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

今回の決議が議会最終日になりました理由は、12月議会におきまして提案されました「マミーズ・まほろば号」運行問題と南保育所の民間委託に関する施設は、付託されました各常任委員会でも時間をかけ活発な論議がされましたが、議会への事前説明や関係機関との協議が不十分で、合意形成に至らないままの提案でありました。また、今回私、一般質問で取り上げました区長制度につきましても、12月議会初日に全員協議会におきまして初めて正式な説明を受けました。一般質問当日は、1年間待ってしっかり調整してくださいというお願いに対し、来年4月1日から実施という答弁に固執し、全く聞き入れていただけなかったことが誠に残念であり

ました。さらに、今回の決議を3月議会まで待つことは、これら3つの施策が進行し、時期を逃すと収拾がつかなくなるおそれがあり、これ以上議会として見逃すことはできないと思いましたが、最終日という苦渋の決断をした次第であります。議員各位におかれましては、どうかご理解をいただきたいと存じます。

さて、突如として今議会12月議会に「マミーズ・まほろば号」を運行するための補助金や南保育所の民間委託に関する債務負担行為が補正予算として計上されました。しかし、この2つの施策は、議決を待たずに業務が開始されており、保護者や関係団体との理解も合意もいまだにできておりません。また、区長制度から自治会組織への移行は、強行して4月に実施と既にその準備が進められています。このような行政執行のあり方は、市民から市政に対する不信・不満が募るだけであり、本決議を提案するものであります。

行政執行に当たっての合意形成を求める決議。

私たち太宰府市議会は、市民の負託を受け、よりよい市民生活の実現へ向け行政が行う政策等を市民の代表として適切な行政運営が行われているか、また、諸政策を実行する場合に関係機関や団体との合意や理解がされてきたのかなどを十分に注視し、チェックすることが任務であります。

最近では、議会に対し、執行部からの事案の事前説明が遅く、協議を行う時間も少なくなっており、執行部の一方的な説明だけに終始している場合が多く、議会軽視ではないかという意見もあります。

今後において、諸施策を実行するに当たっては、市民、関係団体、議会に対し事前の十分な説明及び協議、合意形成がなされますよう強く求めるものであります。

以上、太宰府市議会の決議といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま提出者、橋本議員から具体的に説明があり、議会で提出されました。私、賛成者として一言ですが、もしこれが議会で否決されても、執行部としてはこの内容を受けとめていただくことを切に要求をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

したがって、決議第1号は原案のとおり否決されました。

（「原案は」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 訂正します。

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時53分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

決議第1号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対12名 午前11時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、「JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会委員長 村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の中間報告を行わせていただきます。

昨年12月定例会におきまして、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会を設置しましたが、以来、今日まで6回の委員会、JR九州より来庁していただき、勉強会1回、行政視察1回を重ねてまいりましたので、1年を経過いたしました本日、中間報告をいたすものであります。

まず、第1回特別委員会は、昨年12月18日に開催をし、特別委員会の正副委員長を選出し、委員長に私、村山弘行、副委員長に橋本健議員を選出いたしました。本格的な議論は、第2回以降の特別委員会からとなっております。

第2回目を、平成20年2月12日に関係部長、課長等の出席のもと開催をいたしました。この際、1月21日に正副委員長にてJR九州本社に担当部長、課長にあいさつを兼ねて新駅建設の参考になる現地等のアドバイスを受けたこともあわせて報告いたしました。

委員会では、基本的な事項の確認をしたところでありますが、平成16年に設置されました太宰府市総合交通問題対策調査特別委員会の経過を尊重して進めていくことを確認したところであります。また、本委員会は、設置の経緯から、基本的にJR新駅建設を前提として進めていくということもあわせて確認したところであります。

また、駅建設に伴い、周辺整備の調査項目もあり、区画整理の中での駅建設ということにもなるかと言えますことから、JR九州本社よりおいで願ひ、勉強会を実施することもあわせて確認をいたしました。

さらに、対象周辺地域は、筑紫野市が部分的に入り込んでおりますところから、筑紫野市にもあいさつ及び委員会の趣旨説明に伺うことにいたしましたところであります。

これらの意見を踏まえ、3月12日、正副委員長で筑紫野市長及び筑紫野市議会議長に経過と本委員会の趣旨を説明に伺いました。

JR九州を招いての勉強会は、平成20年5月14日に開催をいたしました。当日は、JR九州より担当部長以下3名の職員に来ていただき、スライドを使っての新駅建設の説明を受けたところであります。

具体的には、新駅の事例紹介では、まちづくりに合わせた駅として弥生が丘駅、市で施工した駅として陣原駅、地域おこしとしてつくった駅として歓遊舎ひこさん駅、そして、区画整理の中で建設予定の上府駅、鹿部駅の2駅が古賀駅と福工大前駅の間に建設される予定であり、上府駅が先に建設される予定で、周辺整備も現在区画整理が行われているなどの説明を受けたところであります。

第5回特別委員会は、5月の勉強会でJR九州より提起されておりました中で最も本市の新駅に類似し、参考になると判断をし、現地視察を新宮町の区画整理及びそれに伴う新駅であります上府駅予定地と決定をしたところであります。

それを受けまして、11月7日、新宮町行政視察を行いました。これは、第5回特別委員会での決定に従って行ったものであります。執行部からも4名の参加を得、委員全員参加の中で行いました。

まず、新宮町議会より歓迎のあいさつを受け、担当主査より新駅予定地周辺の区画整理事業の経過、現状の説明を受けました。

新宮町沖田地区の区画整理事業の発端は、下水道処理場建設の地元要望と新宮駅に快速電車をとという要望から始まったものであります。駅を挟んで緑ヶ浜地区8.2ha、沖田地区30.7haの

区画整理事業であり、新駅は区画整理事業の中の予算の中で建設され、自治体の支出は行政施行の区画整理事業に比べて極めて少額で済むということでありました。

また、現行の古賀駅と福工大前駅の間は4.5kmであります、JR九州からこの区間に2駅を建設する了解が出たことも建設に拍車をかける要素になったと思われまます。

説明の後、区画整理事業の行われている沖田地区に行き、現地視察を行いました。JR太宰府駅建設予定地地域周辺には、比較にならないほど広い範囲の事業でありましたが、その経過なり区画整理事業の手法は大いに参考になったところでもあります。

以上、極めて概略ではありますが、冒頭申し上げましたように、本委員会の基本的な立場は、JR太宰府駅の建設を前提にしております。もちろん周辺のまちづくりも同時に行うことが効果的で有効であると思えます。それには、第四次総合計画の基本方針に従って区画整理事業に着手することが望ましいと考えますが、その手法については、今日の本市の財政事情等を勘案した場合、やはり組合施行ではないかと思われまます。そのためには、地権者の方々と早急に話し合い、ご理解を願うことが大切であろうと思えます。

市長は、今日まで議会答弁等で平成20年度中に結論を出されることを明らかにされておりますが、市長におかれましては、ぜひ本委員会の総意を踏まえられまして結論を出されますよう求めるものであります。

以上、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、したがって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。  
別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年2月20日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 田川武茂

会議録署名議員 福廣和美